

判事補の外部経験について

判事補の経験多様化に関する基本方針

(平成16年6月23日 裁判官会議議決)

最高裁判所は、判事補が、裁判所外部において、裁判官以外の法律専門職としての経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い判事を確保するために極めて有意義であるとの認識に立って、これまで行政機関等への出向、民間企業等への派遣、海外留学、在外公館等での勤務等のプログラムの拡充を図ってきたところであるが、今般、「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」(平成16年法律第121号)が成立し、判事補がその身分を離れて弁護士の職務を経験することができる制度が創設され、判事補に多様な外部経験の機会を与えるための制度的な条件が整備されたことを受け、下記のとおり、判事補の経験多様化に関する基本方針を定める。

記

事件処理態勢の確保、適切な受入先の確保・拡充等の環境・条件を整備した上、原則としてすべての判事補に、弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるものとする。

判事補の外部経験の概要（令和4年9月現在）

(第二カード「外部経験等の希望について」欄の各外部経験先コースに対応)

1 訟務検事 ※ 組織図2参照

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 職務内容 | 訴務事務 |
| (2) 勤務場所 | 法務省訴務局又は高裁所在地の各法務局訴務部 |
| (3) 期間 | 原則として2年（訴務局は2年又は3年） |
| (4) 身分 | 検事 |
| (5) 各年度の予定数 | 10名程度 |



2 法務省 ※ 組織図2参照

- | | |
|---|---|
| (1) 職務内容 | 法務行政事務（裁判官としての法律知識、経験を活用して行政事務を行う。） |
| (2) 勤務場所 | 法務省（司法法制部、民事局、刑事局、人権擁護局、法務総合研究所（研修部、国際連合研修協力部、国際協力部）） |
| * () 内は現在派遣を行っている部局を示す（他に、上記1の訟務部門がある。）。 | |
| (3) 期間 | 原則として2年（司法法制部、民事局、刑事局及び国際連合研修協力部は3年） |
| (4) 身分 | 検事 |
| (5) 各年度の予定数 | 10名程度 |



3 弁護士

- (1) 職務内容 弁護士職務
- (2) 勤務場所 東京（横浜、さいたま、千葉を含む。）、大阪
（京都、神戸を含む。）、名古屋、福岡、札幌等
の法律事務所
- * 現在弁護士職務経験を行っている地域を示す。今後、変更
される可能性がある。
- (3) 期間 原則として2年
- (4) 身分 裁判所事務官（弁護士職務従事職員）・弁護士
- (5) 各年度の予定数 10名程度
- (6) その他 第二カードで応募の意向を示した者のうち、対象
時期にある者に、改めて受け入れ予定事務所の情報
を提供し、希望の有無、希望の地区、希望の事務所
などを聴取する。



※「弁護士職務経験に関する手続の流れについて」参照

4 行政官庁 ※ 組織図1参照

(1) 行政官庁研修

- ① 職務内容 行政事務（主として、裁判事務とは直接関連しない行政事務を行う。）
- ② 勤務場所 内閣官房（内閣官房副長官補付）、公正取引委員会事務総局、金融庁（総合政策局、企画市場局）、総務省（自治行政局、総合通信基盤局）、外務省（総合外交政策局、北米局、国際法局、領事局）、財務省（国際局）、厚生労働省（大臣官房）、農林水産省（食料産業局）、経済産業省（経済産業政策局、貿易経済協力局、資源エネルギー局）、国土交通省（鉄道局）
- * () 内は現在派遣を行っている部局を示す。今後、変更される可能性がある。
- ③ 期間 原則として2年
- ④ 身分 檢事（当該行政官庁の事務官）
- ⑤ 各年度の予定数 数名程度
- ⑥ その他 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。



(2) 金融庁、証券取引等監視委員会、行政不服審査会、公害等調整委員会、国税

不服審判所、文部科学省、中央労働委員会

① 職務内容 行政事務（準司法的事務を含む。）（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。）

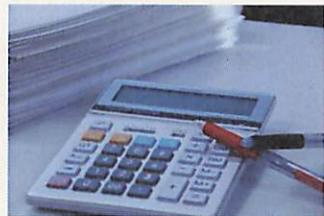
② 勤務場所 金融庁、証券取引等監視委員会事務局、行政不服審査会事務局、公害等調整委員会事務局、国税不服審判所（関東信越、東京、名古屋、大阪）、文部科学省研究開発局（原子力損害賠償紛争和解仲介室）、中央労働委員会事務局

* 現在派遣を行っている官庁、部局を示す。今後、変更される可能性がある。

③ 期間 原則として2年

④ 身分 檢事（当該行政官庁等の審判官、特別専門官又は事務官）

⑤ 各年度の予定数 数名程度



5 在外公館 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- (1) 職務内容 在外公館における外交事務又は領事事務
- (2) 勤務場所 在外公館（在中華人民共和国日本国大使館、在アメリカ合衆国日本国大使館、在カナダ日本国大使館、在ストラスブール日本国総領事館、国際連合日本政府代表部、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部）
* () 内は現在派遣を行っている在外公館を示す。今後、変更される可能性がある。
- (3) 期間 原則として約2年
- (4) 身分 外務事務官（一等若しくは二等書記官又は領事）
* 判事任命資格に算入されない。
- (5) 各年度の予定数 若干名
- (6) その他 派遣前年の秋に、外務省研修所において約3か月間、赴任前研修に参加（判事補身分）。その後、派遣までの間は、東京又は周辺の裁判所において勤務する。
なお、派遣前に短期間、事前研修的な趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。



6 法整備支援 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- (1) 職務内容 海外における法整備支援（裁判官としての法律知識、経験を活用して法整備支援を行う。）
- (2) 勤務場所 東南アジア諸国（インドネシア（ジャカルタ）、カンボジア（プノンペン）
* 今後、変更される可能性がある。
- (3) 期間 1年又は2年
* 赴任前研修等の期間を除く。
- (4) 身分 檢事（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律による派遣職員たる検事）・独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家
- (5) 各年度の予定数 若干名
- (6) その他 派遣前に検事に転官して、法務省法務総合研究所において、約6か月間、赴任前研修等に参加する。なお、派遣先に1年間勤務し、帰国後、法務省に1年間勤務する可能性もある。



7 民間企業研修 ※「派遣先企業一覧（民間企業長期研修）」参照

(1) 民間企業研修

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ① 職務内容 | 民間企業における業務 |
| ② 勤務場所 | 東京、大阪、名古屋、福岡地区所在の民間企業 |
| ③ 期間 | 1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 10名程度 |

(2) 日本銀行研修

- | | |
|-----------|------------|
| ① 職務内容 | 日本銀行における業務 |
| ② 勤務場所 | 日本銀行（東京） |
| ③ 期間 | 1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |

(3) シンクタンク等における研修

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ① 職務内容 | シンクタンク等における企画・研究業務 |
| ② 勤務場所 | 一般社団法人日本経済団体連合会 21世紀政策研究所
(東京) |
| ③ 期間 | 原則として1年 |
| ④ 身分 | 判事補 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |



8 海外留学 ※「在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先」参照

- | | |
|-------------|--|
| (1) 職務内容 | 海外の大学又は裁判所等における在外研究 |
| (2) 派遣場所 | アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、
フランス、ドイツ、ベルギーの各国 |
| (3) 期間 | 1年又は2年 |
| (4) 身分 | 判事補 |
| (5) 各年度の予定数 | 35名程度 |
| (6) その他 | 公募を行う。 |



9 その他

(1) 議院法制局

- | | |
|-----------|--|
| ① 職務内容 | 議院法制局における事務 |
| ② 勤務場所 | 衆議院法制局 |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 身分 | 衆議院法制局参事 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |
| ⑥ その他 | 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。 |



(2) 国立国会図書館

- | | |
|-----------|--|
| ① 職務内容 | 国立国会図書館における事務（主として、国立国会図書館の運営に関する事務を行う。） |
| ② 勤務場所 | 国立国会図書館 |
| ③ 期間 | 原則として2年 |
| ④ 身分 | 国立国会図書館参事

* 判事任命資格に算入されない。 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 1名程度 |
| ⑥ その他 | 経験前に短期間、事前研修の趣旨で、最高裁判所事務総局に配置されることがある。 |

(3) 預金保険機構

- | | |
|-----------|---|
| ① 職務内容 | 預金保険機構における業務（裁判官としての法律知識、経験を活用して事務を行う。） |
| ② 勤務場所 | 預金保険機構（東京） |
| ③ 期 間 | 原則として2年 |
| ④ 身 分 | 預金保険機構職員
* 判事任命資格に算入されない。 |
| ⑤ 各年度の予定数 | 若干名 |

外部経験から復帰後の異動の方針について

1 前任地から引き続き地域的異動を伴わずに外部経験をする場合

当該地の異動条件により異動

2 地域的異動を伴って外部経験をする場合

(1) 民間企業研修における研修

1年間の研修後、異動後の配属庁において残りの任期を勤務

(2) 上記以外の外部経験

外部経験後、希望すれば、引き続き同一地域の裁判所で2年間勤務可能

同一地域を希望しない場合は、当該地の異動条件により異動

3 外部経験先コース、地域が希望外となった場合

復帰後の異動について上記よりも有利に取り扱うことがある。ただし、外部経験としての海外留学をした後、語学力を必要とする行政官庁や在外公館等での外部経験をする場合は、この限りでない。

※ 勤務地別の異動条件（当面、外部経験の実施が予定されている地のうち、異動条件の付されているもの）

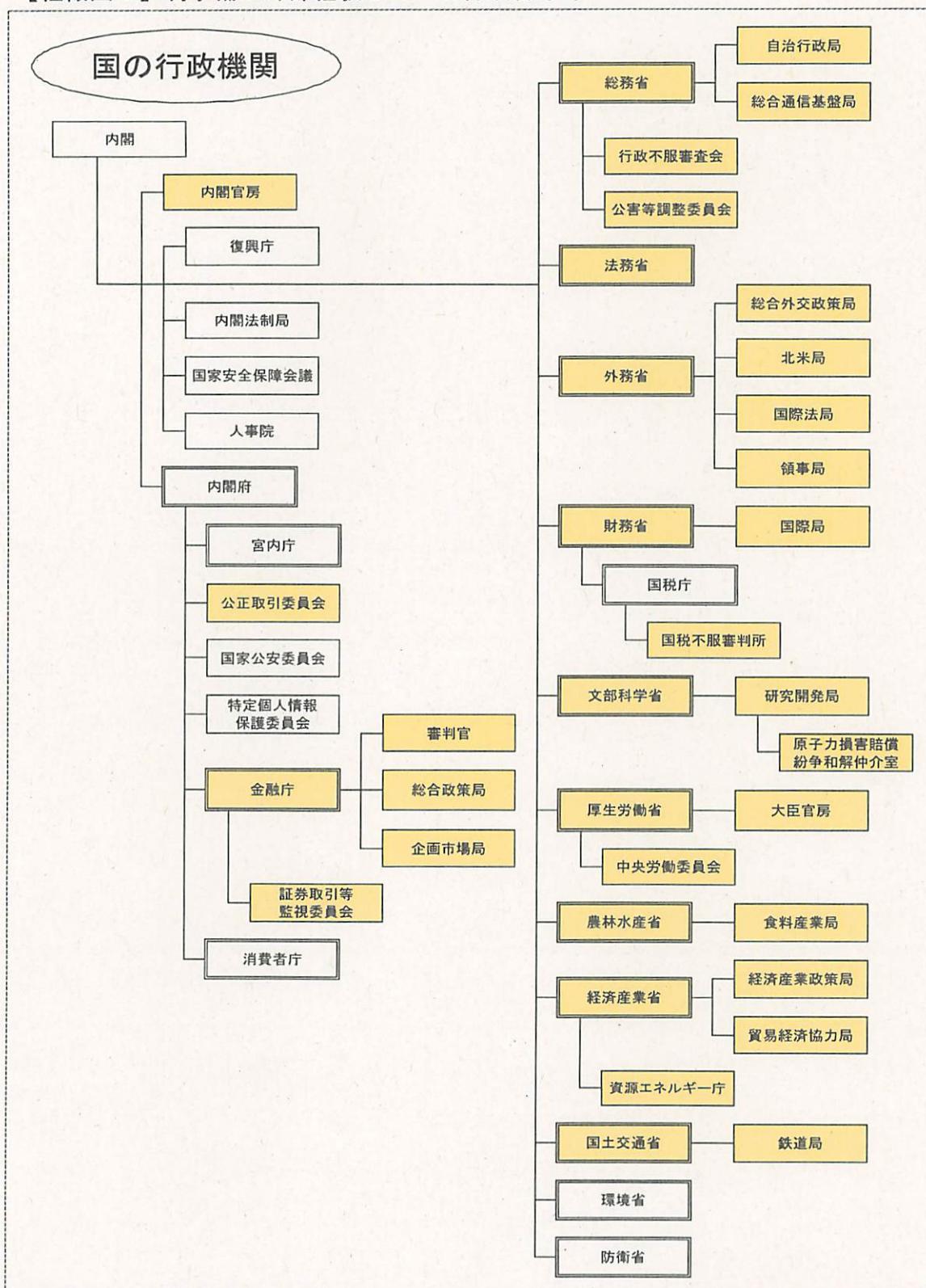
東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡（いずれも「最高裁指定庁」）

※ 留学は地域的異動を伴わないものとして扱う。ただし、留学からの帰国後は、従前の異動条件にかかわらず、「最高裁指定庁」の異動条件が付されたものとして扱う。

※ 在外公館、法整備支援の海外勤務は派遣地を「東京」とみなす。

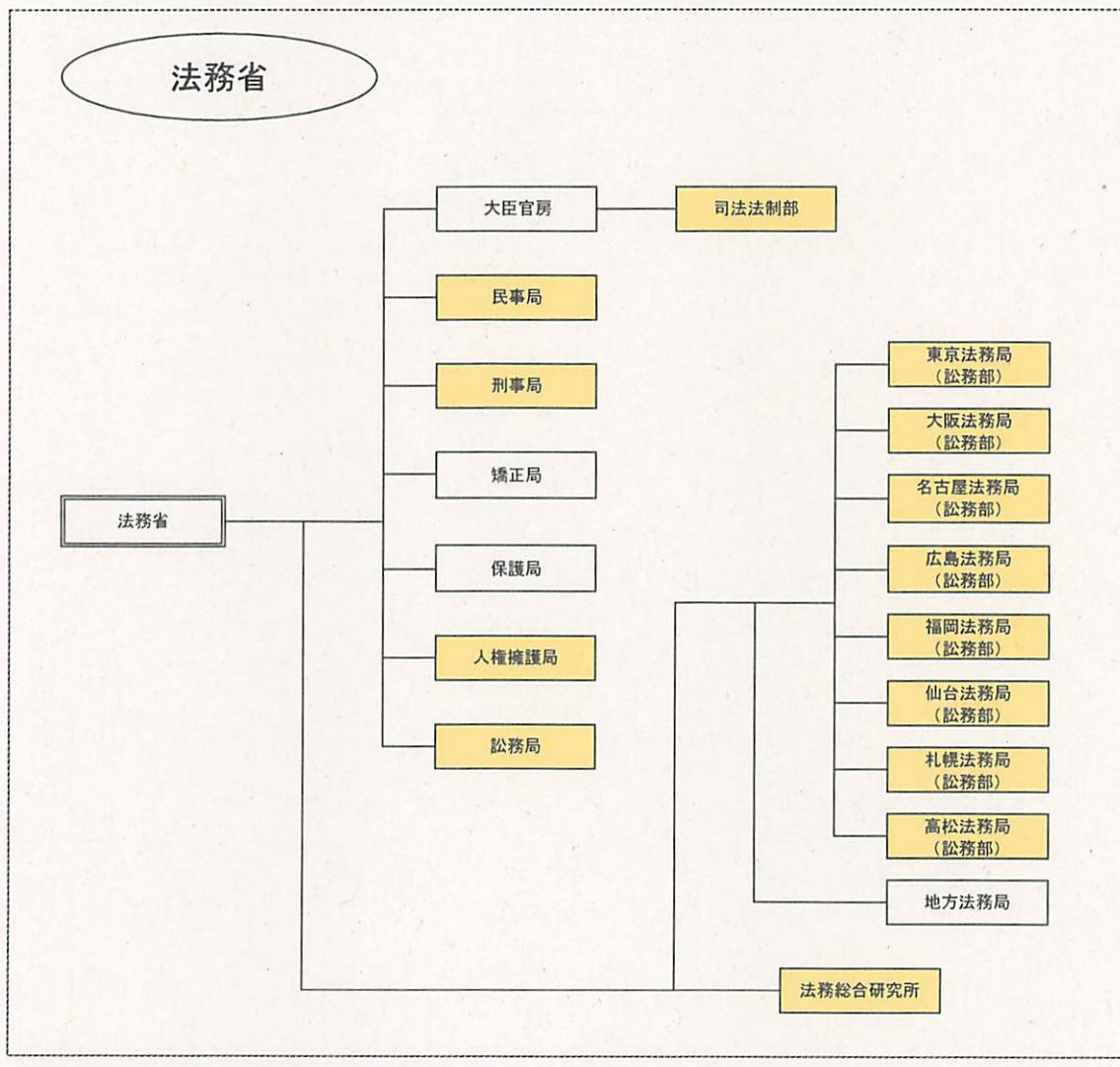
※ 同一地域には各管内支部を含み（仙台は古川支部、札幌は小樽支部及び岩見沢支部に限る。）、「東京・横浜・さいたま・千葉」又は「大阪・京都・神戸」はそれぞれ同一地域とみなす。

【組織図 1】判事補が外部経験している行政官庁等



判事補が外部経験しているもの

【組織図2】判事補が外部経験している法務省の部局等



弁護士職務経験に関する手続の流れについて

1 希望調査

弁護士職務経験の対象となる期の判事補のうち、裁判官第二カードの「5外部経験等の希望について」の「(3)弁護士」欄に「希望する」又は「経験してもよい」と記載した者に対して、判事補の弁護士職務経験に関する希望調査票を配布する（現在海外留学中の者等は除く。）。

希望調査票の配布を受けた判事補は、弁護士職務経験についての希望の有無のほか、希望する場合には、希望する弁護士事務所の所在地及び希望する弁護士事務所名（最高裁から提示された弁護士事務所のうち希望するもの）を、希望調査票に入力して回答する。

2 事務所の提示

本希望調査票が提出された後、最高裁において、希望者の中から弁護士職務経験を行う予定となる判事補を定め、対象者に、各人の希望を踏まえて、複数の事務所を提示する。提示にあたっては、可能な限りその希望を尊重するが、他の判事補の希望と重なる場合などには、高い順位で希望した事務所が含まれない場合もある。

3 事務所の訪問

弁護士職務経験を行う予定となった判事補は、提示された事務所を全て訪問して、雇用条件等について交渉し、雇用契約を締結したい事務所を選択する。

最高裁は、受入先弁護士法人等との間で取決めを締結する。

弁護士職務経験を行うことになった者は、上記取決めに基づいて、受入先弁護士法人等と雇用契約を締結し、弁護士登録をした上で、弁護士職務経験を開始する。

派遣先企業一覧(民間企業長期研修)

地区	派遣人數	製造	商業	金融	不動産	運輸	情報・通信	エネルギー
東京	8	花王 東レ	伊藤忠商事	みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 日本生命保険 野村證券	三菱地所		ヤフー	東京ガス ENEOS
大阪	2	島津製作所 京セラ パナソニック		りそな銀行				
名古屋	1	アイシン精機 デンソー				名古屋鉄道		
福岡	1	TOTO				西日本鉄道 九州旅客鉄道		

※ 平成30年から令和4年度までの派遣先

※ 「派遣人數」は令和4年度分

在外公館・法整備支援・海外留学（1年間）の派遣先

